

朝日新聞代表取締役社長 木村伊量 殿
朝日新聞西部報道センター 御中

抗 議 書

2014年10月31日

全国難民弁護団連絡会議

全国難民弁護団連絡会議（代表世話人 弁護士 渡邊彰悟。以下「弊団体」）は、2014年10月26日付貴紙朝刊の「難民申請 実は就労目的」の記事に関し、下記のとおり、強く抗議するとともに、訂正を求めます。

記

貴紙は、2014年10月26日付朝刊で、「難民申請 実は就労目的 留学生や実習生「乱用」増加」との見出しの記事（以下「本件記事」）を社会面に掲載されております。しかしながら、本件記事の記載内容には著しく誤解を生じさせるおそれのある内容が含まれており、難民申請者に対する偏見を生じさせかねないものです。

まず、本件記事は、留学生や実習生からの難民認定申請が増えたことを述べ、制度を就労目的で「乱用」するケースが目立っているとし、母国に帰ることが出来ると自認しつつ難民申請をした事例を挙げています。しかしながら、迫害を受けるおそれのある国から逃れるための手段として、比較的に入手し易い在留資格を取得して来日すること自体は必ずしも不合理なことではありません。弊団体が把握している限りでも、これまで技能実習生として来日して、難民認定や人道配慮による在留を認められた者が少なからずおります。そもそもいわゆる経済移民と難民とは互いに排他的なものではなく、迫害のおそれから逃れた後の生活を考えて避難国を選ぶことは何ら不自然なことではありません。本件記事は、そのような状況下で保護を必要とする難民申請者に対する誤った先入観を増幅させるおそれがあります。

また、本件記事は、ネパール人の留学生や実習生の難民申請者の事例を挙げた上、「ネパール人以外でも偽って申請している人がいる可能性がある」と述べるなど、あたかもネパール出身の難民申請者は押し並べて制度の濫用者であるかのような印象を読者に与えています。しかし、これまで日本のネパール出身者の難民認定数は0人であるところ、同出身者の難民認定率が8割を超える米国を除外したとしても、日本を除いた条約諸国におけるネパール出身者の難民認定率は約7%である（UNHCR Global Trends 2013）ことからすれば、全てのネパール出身者が「乱用」者であるという理由によるものとは言い難く、むしろ日本の難民認定制度や認定基準自体に問題があることを示しているともいえます。

さらに、本件記事においては、虚偽申請の増加による弊害を述べていますが、そもそも申請数が増加する以前から日本の難民認定制度については適正な手続きが確保されていないことが度々指摘されてきたところであり、そのような従前からの状況を踏まえた

いままに「乱用」事例を過度に強調することは、難民認定制度の問題の本質を覆い隠すものであって、公正・正確な報道とは言い難いといわざるを得ません。

つきましては、弊団体は、本件記事に対して強く抗議するとともに、直ちに訂正されるよう強く求める次第です。

以上

<連絡先>

全国難民弁護団連絡会議事務局

〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-18-6 四谷プラザビル 4階

いずみ橋法律事務所内

電話：03-5312-4826 Fax：03-5312-4543

Email: jlnr@izumibashi-law.net